

**宝塚市**  
**小規模事業者等応援一時支援金**  
**申請要領**



**宝塚市**

## 1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、緊急事態宣言等の度重なる発令により売上が減少しているものの、売上減少の要件等により国の月次支援金や兵庫県の協力金等の対象とならない小規模事業者及び個人事業主に対して、事業継続に向けた支援金を給付するものです。

## 2 給付額

1事業者あたり、10万円

## 3 対象者

以下の①～⑥すべての要件を満たす事業者が対象となります。

- ① 2021年10月1日現在、宝塚市内において本店又は主たる事務所、営業所、店舗等を設置している事業者のうち、下記別表に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める従業員数の規模に該当する小規模事業者及び個人事業主。なお、事業者のうち、主たる収入を雑所得又は給与所得で申告している者は、2021年10月1日現在、宝塚市内に住民登録を有すること。

業種	常時雇用する従業員数
ア 製造業・建設業・運輸業 又は、ア～ウを除くその他全業種	20人以下
イ 商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下
ウ サービス業 (うち、宿泊業・娯楽業・旅行業)	5人以下 20人以下

- ② 時短営業要請による協力金の支払い対象となる飲食店と直接・間接の取引がある、又は不要不急の外出自粛による直接的な影響を受けている
- ③ 2021年4月から9月までの期間、兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金又は兵庫県酒類販売事業者支援金を受給していない
- ④ 2021年4月から9月までの、任意の1ヵ月の売上高に係る売上減少率が2019年または2020年の同月と比べて20%以上50%未満減少している
- ※開業1年未満の事業者については、2021年4月から9月までの任意の1ヵ月に係る売上高が、当該任意月の直近3ヵ月の平均売上高と比べて20%以上50%未満減少している
- ⑤ 2021年度中に国の月次支援金を受給していない
- ⑥ 本支援金給付後も、事業を継続する意思があること

ただし、下記のアからウに該当する場合は対象外となります。

- ア 申請者または使用人、その他の従業員もしくは構成員が宝塚市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団密接関係者
- イ 法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織もしくは団体
- ウ 公序良俗に反する事業を営んでいる

## 4 申請方法

### (1) 受付期間

令和3年(2021年)11月1日(月)～令和4年(2022年)2月15日(火)

※2月15日(火)の消印有効とします

### (2) 申請方法

- ①新型コロナウイルス感染症予防の観点から、原則郵送での受付としますが、やむをえない事情がある場合、事務局窓口での受付を行います。
- ②レターパック又はレターパックプラスで送付ください。事務局への到達確認の連絡はご遠慮願います。
- ③提出していただいた申請書類一式はお返しできません。
- ④宝塚市小規模事業者等応援一時支援金事務局は、宝塚商工会議所へ委託しています。

送付先：〒665-0845 宝塚市栄町2丁目1番2号 ソリオ2 6階  
宝塚商工会議所「宝塚市小規模事業者等応援一時支援金事務局」宛

## 5 申請書類

書類名	法人	個人	フリーランス
① 宝塚市小規模事業者等応援一時支援金給付申請書兼請求書(様式1)	○	○	○
② 2021年4月以降の月別の売上に関する書類(申請者が利用する経理ソフトから抽出したデータ、売上台帳又は試算表帳簿の写し等の資料)	○	○	○
③ 2019年又は2020年分の所得税確定申告書類の写し等(收受印日付(e-Taxの場合は受付日付の印字又は受信通知画像の添付)があるもの) 法人：法人事業概況説明書及び確定申告書別表1	○	○	○

書類名	法人	個人	フリーランス
個人：確定申告書第1表、青色申告の場合は青色申告決算書 ※開業1年未満の場合は、基準とする任意月の直近3カ月の売上に関する任意の資料（申請者が利用する経理ソフトから抽出したデータ、売上台帳又は試算表帳簿の写し等の資料）			
④事業所の所在地を示す書類 <b>【事業所を構える申請者は必ず提出】</b> 法人：履歴事項全部証明書の写し（発行から6ヶ月以内） 個人：営業実態が確認できる書類（開業届の写し、屋号などが確認できる事業所や店舗の外観写真等、任意資料）	○	○	
⑤支援金振込口座の分かる申請者名義の通帳写し 金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるページ。ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用口座番号等が記載されているページ。	○	○	○
⑥本人確認書類（写しをいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証（両面。返納している場合は運転経歴証明書で代替可）</li> <li>・ 個人番号カード（表面のみ）</li> <li>・ 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）</li> <li>・ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面。在留資格が特別永住者のものに限る）</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）</li> <li>・ 住民票＋パスポート（顔写真が掲載されているページの写し）</li> <li>・ 住民票＋各種健康保険証</li> </ul> ※住民票は6ヶ月以内に発行のもの		○	○
⑦業務委託契約のわかる書類 <b>【フリーランスなどで、主たる収入を雑所得又は給与所得で申告している個人事業者は必ず提出】</b> 業務委託契約書等、契約相手方発行の支払調書又は契約相手方の署名のある支払明細書、源泉徴収票、報酬等の支払いが確認できる通帳の写しのいずれか2点			○
⑦ 国民健康保険証（高齢者医療保険証）の写し（表面） <b>【フリーランスなどで、主たる収入を雑所得又は給与所得で申告している個人事業者は必ず提出】</b>			○

① の宝塚市小規模事業者等応援一時支援金給付申請書兼請求書（様式1）につきましては、宝塚市ホームページ（ページID：1043676で検索してください。）からダウンロードできます。  
また、宝塚商工会議所及び宝塚市役所 2階 商工勤労課でも配布しています。

## 6 給付までの流れ

- ①申請書類を事務局が審査し、要件を満たしていれば、宝塚市より一時支援金を申請時に指定のあった口座へ振り込みます。
- ②給付が決定した際は「宝塚市小規模事業者等応援一時支援金給付決定兼確定通知書」を送付します。
- ③給付決定後、約1カ月を目途に指定口座へ振り込む予定ですが、申請が短期間に集中するなど、状況によっては給付までに相当の時間を要する場合があります。ご了承頂きますようお願いいたします。
- ④審査の結果、要件に該当しない場合や不備がある場合は事務局より連絡をすることがあります。

## 7 お問い合わせ先

宝塚市小規模事業者等応援一時支援金事務局（宝塚商工会議所内）

受付時間 9時～17時（土日・祝日除く）

宝塚商工会議所一時支援金専用ダイヤル

電話番号：0797-91-6022